

「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」

ワーキンググループ（第14回）

1 日時 令和6年4月12日（金）10時00分～12時00分

2 場所 オンライン開催

3 出席者

（1）構成員

山本（龍）主査、石井構成員、落合構成員、曾我部構成員、水谷構成員、森構成員、
山本（健）構成員

（2）オブザーバー団体

一般社団法人安心ネットづくり促進協議会、一般社団法人新経済連盟、一般社団法人セーフ
ティーインターネット協会、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、一般社団法人
デジタル広告品質認証機構、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信
事業者協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブ
ルテレビ連盟、一般社団法人日本新聞協会、日本放送協会、一般社団法人日本民間放送連盟、
一般社団法人MyData Japan、一般財団法人マルチメディア振興センター

（3）オブザーバー省庁

内閣官房、内閣府、警察庁、消費者庁、デジタル庁、文部科学省、経済産業省

（4）総務省

湯本大臣官房総括審議官、西泉大臣官房審議官、田邊情報通信政策課長、
大澤情報流通振興課長、恩賀情報流通適正化推進室長、内藤情報流通適正化推進室課長補佐、
上原情報流通適正化推進室課長補佐

（5）ヒアリング関係者

法政大学社会学部メディア社会学科 藤代教授

4 議事

- (1) デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けた国内外の検討状況
- (2) 意見交換
- (3) その他

【山本（龍）主査】 それでは、定刻になりましたので、「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」ワーキンググループ第14回会合を開催いたします。

本日も御多忙の中、当会合に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
議事に入る前に、事務局から連絡事項の御説明をお願いいたします。

【高橋係長】 事務局でございます。

まず、本日の会議は公開とさせていただきますので、その点、御了承ください。

次に、事務局より、ウェブ会議による開催上の注意事項について御案内いたします。本日の会議につきましては、構成員及び傍聴はウェブ会議システムにて実施させていただいております。本日の会合の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料投影のみでの傍聴とさせていただきます。事務局において傍聴者は発言ができない設定とさせていただきますので、音声設定を変更しないようお願いいたします。

本日の資料は、本体資料として、資料WG14-1から参考資料WG14-2までの5点、用意をしております。万が一お手元に届いていない場合がございますら、事務局までお申しつけください。また、傍聴の方につきましては、本ワーキンググループのホームページ上に資料が公開されておりますので、そちらから閲覧ください。

なお、本日は、石井構成員は途中で御退出予定と伺っております。

事務局からは以上です。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。

本日の議事ですけれども、まず、レコメンデーションやアルゴリズムに関するルール整備の諸外国動向調査結果紹介といたしまして、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社から御説明をいただき、構成員からの御発表といたしまして、曾我部構成員から御発表いただく。その後、有識者からのヒアリングとして、法政大学社会学部メディア社会学科の藤代先生から御発表いただきます。それぞれの後に質疑の時間を設けるという形で進めさせていただきます。

それでは、早速議事に入らせていただきます。まずは、諸外国動向調査結果紹介につきまして、みずほリサーチの木村様から御発表をお願いいたします。御準備はいかがでしょうか。

【みずほリサーチ&テクノロジーズ（木村氏）】 山本先生、ありがとうございます。そうしましたら、今回、総務省様の委託事業の中で実施をさせていただきました諸外国動向調査につきまして、みずほリサーチ&テクノロジーズより御発表させていただきます。

まず、今回の目次といたしまして、どのような調査を実施したかという調査概要をご説明した後、主な調査対象とした米国、EU、中国の調査結果を御紹介し、その後、その他の地域として、オーストラリアの御紹介をさせていただき進行とさせていただきます。

まず、調査概要です。今回、事業全体といたしましては、フィルターバブル現象が実際どのように起きているのかということを検証していくということを全体の趣旨としてございます。そのために、全体を通しまして、広範な調査と、また、実証も実施をしているところ

です。その中で、今回御紹介させていただき諸外国動向調査は、海外において、主にプラットフォームが使用しているようなアルゴリズムでしたりとか、あとはレコメンデーション(推奨)機能について、どのような懸念が持たれていて、どのような対策がされているのかというようなことをきちんと把握していくということを通して、フィルターバブル現象にどのような問題があるのかだったりとか、どのように対応していくべきなのかというようにところを考察の材料にしていくということを目的として実施をしたものでございます。

ほかにも、先行研究の調査であったりとか、また、シミュレーションを用いた実証というところも実施をしているところでもございまして、そちらはまた別途、検討会の中で発表させていただき機会もいただけるというふうに伺っております。

調査のステップといたしましては、まずいろいろな地域の状況を調査すると簡易調査と、特に米国、EU、中国の3地域に絞りまして、詳細に調査する詳細調査の2段階を踏んで、調査したところでございます。

資料5ページは全体的な調査概要をまとめたものでございますけれども、これからそれぞれ詳しく御説明させていただきものですので、一旦スキップさせていただきます。

調査結果のサマリといたしまして、資料7ページに記載させていただいておりますけれども、米国、欧州、中国それぞれで、やはりフィルターバブルであったりとか、アルゴリズムに対する規制というものも実施されているようだというところが分かってきたところです。

特に共通して言えるのが、どこにおいてもアルゴリズムの安全性であったりとか、透明性というものに対して強い意識があると、それを通して安全なオンライン空間の確立というものが目指されているようだというところが分かってきているところです。

一方で、これから順番に御説明させていただこうと思いますが、国ごとでそれぞれの固有の事情というのもありまして、例えば、米国であれば、国の中にやはりメガプラットフォーム

マーというものが幾つも存在している状況で、そちらの産業をきちんと活かすというところを維持しつつ、では、個人の権利が侵害されても良いのかと言われると、そうでもないところでもあるので、その安全性とのバランスをどういうふうにとっていくかというところが問題になり、いろいろな議論がされているところです。

EUにおいては、どちらかというところ、外からのプラットフォームからどのようにEUの域内の市民を守っていくか、権利を守っていくかというところが特に重点が置かれているようございまして、そのために特に権利を守っていくというふうなところが強く打ち出されている部分がございます。

一方で、それによって域内の企業も縮小してしまうというところは当然避けなければいけないところもございまして、そちらでやはりEUの中でもどのようにバランスを取っていくかというところで、繊細な調整というところがされているようです。

中国においては、個人の権利を守るというところはもちろんございまして、より社会の安定性を保つてであるとか、国としてどのように治安を保っていくかというふうなところに重点が置かれているようございまして、そのためにかなり法整備も迅速に行われて、オンライン空間の安定性、安全性というものをしっかりと維持していこうという姿勢が見られているところです。

以上が全体を通してこういった見えてきた傾向でございまして、具体的にそれぞれの国がどうなっているかというところで、これから順番に御説明をさせていただこうというふうに思います。

まず、米国について、いろいろと調査をした中で言いますと、アルゴリズムに対して連邦レベルで、かつ既に成立している法律のレベルで何か規制をしているというふうなところは現状確認ができていない状況です。一方で、州法のレベルでは決まっていたりとか、あるいは、議会に提案されている法案のレベルでいろいろと議論もされているというふうな状況が見えてきていますので、そういったところからいろいろと得られる示唆もあるのではないかと、詳しく調査をさせていただいたところです。

その中で特に重視されているような論点といたしましては、まず、アルゴリズムの透明性というところで、先ほども申し上げましたとおり、ユーザーをどのように守っていくか、偽・誤情報やヘイトスピーチのようなものから守っていくかというところのために、アルゴリズムをきちんと透明性を保っていくべきであるというところでしたりとか、また、ランキングシステムやコンテンツモデレーションによってユーザーが不利益を受けるというふうな

ことも想定されますので、そういったものを避けていくために、透明性の要件であったりとか、あとは、ユーザーに対してこういうオプションを提供しなさいというようなことが決められていたりとか、そういったものが見られているところです。

また、ユーザーの明確な意思によらないパーソナライゼーションということで、ユーザーの個人情報がパーソナライゼーションに使用されているということに対する問題意識というものも見られています。特に米国においては、連邦として包括的にプライバシー規制を定めるような制度というのが、現段階では成立していない状況です。それに対して、個人のプライバシー権というものをどのように扱っていくべきかと。個人情報を保護していくかというところで、そちらも検討がなされているようです。

3点目といたしまして、通信品位法第230条の問題というのがございまして、米国においては、プロバイダ、プラットフォームが自分以外の者が発信する情報について大きな責任を負わなくてよいというふうな、かなり広範な免責規定が定められているところです。

それに対して、あまりに、例えばテロを誘発するようなコンテンツを拡散してしまった場合であったりとか、暴力的なものであったりとか、そういったものを拡散してしまった場合には、やはりプロバイダも責任を持ってそれに対処する必要があるのではないかというふうなことで、例外規定を適用しない、免責を適用しないような場合があってもいいのではないかということの議論というのもされているような状況です。

資料10ページ以降に、具体的にどのような議論がされているかというところを記載しております。主に先ほどのお示した3つの観点から整理をしております。主に連邦取引委員会（FTC）が中心となりまして、アルゴリズムの透明性に関する要件を要求するようなものであったりとか、また、通信品位法230条の問題もあっており、プロバイダに対してこういった場合には責任を問うたほうがいいのではないかという議論であったり、また、個人データの権利保護というところでは、例えば、カリフォルニア州においては、CCPAやDelete Actというもので守っていかうという法律が既に法律として制定されているようなものもありますし、連邦レベルで申し上げますと、米国プライバシー保護法（ADPPA）と言われるものを筆頭に、こちらも議論中ではありますけれども、こういったものが連邦レベルで必要ではないかというふうな議論もなされているところです。

ここからのページが、具体的にどういった内容になっているのかというところをまとめさせていただいたものでして、今回、一つ一つ御紹介させていただくと、ちょっと時間の都合もございまして、こちらは御参考として、もし御関心がある部分があれば、御確認いた

できればというふうに思います。

続きまして、EU、こちらもやはりアルゴリズムの透明性であったりとか、オンライン空間の安全性というところが重視されているところです。特にやはりDSAの規定の中でも、レコメンデーションに関する規定がきちんと設けられていたりというところもありますし、ラビットホールの問題であったりとか、フィルターバブルというようなものに対しても意識がされているような規定というのが見られているのが、EUの一つの特徴かというふうに思います。

また、パーソナライゼーションの問題は米国と同様にございます。もちろん米国と異なり、EUにおいてはGDPRという個人情報保護のための規則がございますが、それに基づいてさらにユーザーの権利をどのように保護していくかというところについては、引き続きいろいろな法律の中で具体的に検討がされている状況になっています。

最後、域内イノベーションの促進というふうにございますけれども、AI Actがつい最近、議会でも承認されたところですが、そこに至るまでの過程においても、かなり各国間で議論があったというふうなところは、いろいろな報道であったりというところからも伝わってきているところです。先ほど申し上げたとおり、海外からのプラットフォーマーから域内の市民を守っていくというところで、規制が重要であるというところはありつつ、それによって域内の、特に規制に対応していくことが難しい中小企業等が、規制によって押し潰されてしまうのではないかと、事業の継続が難しくなるのではないかとというようなところの懸念というが指摘されているところです。そうした中で、例えば、AI Actの中では、サンドボックス環境を優先的にスタートアップや小規模提供者にアクセスできるような形で提供していきますというようなものであったり、そういったところでどのように規制というものと域内の産業をきちんと育てていくというところを両立させていくかという観点からバランスを取った規制がしかれているという状況です。

DSAにつきましては、今回、どのような法令かというところを改めて詳しく御説明する必要はないものと思います。DSAの規定の中で、特にアルゴリズムに関わる部分がどのようになっているかというところに絞って御説明させていただきますと、まず27条において特にレコメンドシステム、条文中では「Recommender System」というふうな表現になっていますけれども、どのようなパラメータを使っているかということをごきちんと明示しなさい、それから、パラメータを変更するような選択肢というものをきちんと分かりやすい言葉で伝えなさいというふうなことが規定されているところです。

また、38条においては、VLOPやVLOSEを対象にいたしまして、27条の規定に加えて、プロファイリングに基づかないレコメンドのオプションというものを提供するということを求めているところです。

34条と35条は、全体的なシステムリスクのアセスメントと、リスク軽減に関する条文ですけれども、その中でも、ここはその中から抜粋させていただいたものですが、レコメンドシステムについてのリスクの分析であったりとか、その緩和というふうなものを34条、35条の中でも触れられているようなところになっています。

実際に、このDSAに基づいたRFI（情報提供要求）であったり、また、正式な調査手続というところが既に何件か実施されているところです。その中でも、アルゴリズムに関するものというのも何件かございまして、例えば、Amazonに対してはリスクアセスメントと緩和措置の観点で、レコメンドシステムがきちんとかういったリスク評価、軽減措置していますかというところについて、RFIにより情報を求めているようなところもございします。

また、TikTokやAliExpressについては、既にRFIを終えて、正式な手続に入っているところですが、その中でもラビットホールを中心としたアルゴリズムに起因する問題、リスクに対する対応状況であったりとか、下のところで申しますと、AliExpressにおけるレコメンデーションシステムにおいてどのようなパラメータの透明性を確保しているか、プロファイリングに基づかない選択肢を提供しているかというところの遵守状況について調査が行われているというところで、規定がされているというだけではなくて、実際に執行の面においてもアルゴリズムに関連するようなRFIや調査というものが既に行われているような状況です。

資料34ページ以降は御参考としまして、全体として、今のところどのようなRFIであったりとか調査手続というものが行われているかというところを全体的にまとめさせていただいたものになっています。

また、AI Actを後ろに掲載させていただいております。AI Actについては、まだ規定が決まったばかりというところもありまして、これが具体的にどのように適用されていくかというところはまだこれからの状況ではございます。ただ、AI Actにおいては、特徴としてAIシステムというものがかなり幅広く定義されているということが一つの特徴でございまして、この辺りが、プラットフォームの持つレコメンデーションシステムによってどのようにこれが適用されていくのかというところは、ちょっと現時点でこうとは言えない部

分ではあるんですけども、まだ引き続きこちらは見ていかないといけない部分ではあるところ、AI Actについても記載をさせていただいているところです。

3つ目の地域といたしまして、中国ですね。こちらはインターネットの安全性というところは、米欧と同じような状況でございます。ただ、特にアルゴリズムによって差別が発生するのではないかと、依存症が発生してしまうのではないかと、この規定の中で未成年者への配慮であったり、高齢者への配慮というようなものが明文化されて、独立した条文として記載されているということが一つの特徴かなと思います。

また、社会主義体制の堅持というところで、まず、情報空間やオンライン空間が国家安全保障に直結するという観点から、強固なガバナンスを構築していくことが目指されていて、特にイデオロギーの堅持であったり、社会的公平性の堅持だったりということが目指されているところです。そのため、こういったものは情報は流してはいけませんというものももちろん規定されていますし、逆に、こういった規定は積極的に広げていきたいと思いますというふうな推奨事項も記載されていたりもするところです。

また、ガバナンスの体制というところで、やはりオンライン空間がなかなか複雑な空間になっている中で、市場と政府の二項対立ではなくて、もっとプレーヤーとしてきちんと整理をしていく必要があるところ、中国はほかの地域にも先駆けてこういったガバナンス体制をしいていたりとか、それを規則に落とし込むという動きを、特にこうした社会的な影響が大きいような技術に対しては、迅速に取っていることも、一つの特徴になってございます。

ネットワーク情報コンテンツ環境ガバナンス規定は、全体的にネットワークガバナンスをきちんと整備をしていきたいと思いますというふうなところの規定になってございまして、それを受けて、具体的にアルゴリズムやレコメンデーションに対する規定を行っているのが、インターネット情報サービスのアルゴリズム・レコメンデーション管理規定（I I S A R M）と呼ばれる規則になってございます。

こちら、DSAと同じように2段階で構成されていまして、広くオンラインサービス、インターネットの情報サービスに適用されているような規定もございまして、その中でも特に世論属性または社会動員能力を有するようなアルゴリズム推薦サービスというようなものについては、特別に申請を求めたりとか、安全性評価を求めるといったような、特に強い規定が行われているところです。

申請された内容というものは公表されていまして、12月時点で132の事業者が公表されているのですが、全て資料に載せるとちょっと大変なことになってしまいますので、代

表的な、特にサービス数が多く申請されていた事業者を掲載しているところです。例えば、微信（WeChat）を提供している腾讯（Tencent）が一番上に来ていたりとか、あとは、百度（baidu）であったか、また、ここには掲載し切れていないんですけども、微博（Weibo）であったりとか、TikTokの中国の国内版である抖音（Douyin）だったりとか、そういった事業者もこうした対象に含まれているところになります。

3つの地域を御説明させていただきまして、最後、その他の地域といたしまして、オーストラリア、こちらでも簡単に御説明させていただければというふうに思います。御存じのとおり、通信法の改正というところで、ACMAに対していろいろな権利が与えられていますというふうなところでしたりとか、また、行動規範、これはDIGIという非営利の業界団体が主導している行動規範ですけども、そちらでも新たに2022年度の更新において、新たにレコメンデーションに関するコミットメントというものが追加されている状態です。

ただ、ちょっと現状、透明性レポートの中で各社が公表しているものにはそこがまだ基本的には反映されていない状態なので、そこはまた、今年以降、どのように対応してくるのかというところは、引き続き注視が必要な状態です。

また、eSafety Commissionerという、国家としてオンライン空間の安全性を維持するというところを所管するような部署でございますけれども、こちらがポジションステートメント、すなわち拘束力のある規則ではないものの、機関として立場の業界への提言を示す文章を発出しておりまして、レコメンデーションシステムは便利けれどもエコーチェンバーやフィルターバブルというふうな悪影響というものも懸念されますというところを指摘し、オンライン業界に対しては、こういったものがどのような影響を与えるかというものを理解して、それをユーザーに対してきちんと情報提供していきましょう、ユーザーを保護していきましょうというふうな提言もなされているような状況になっているところです。

少し駆け足になってしまいましたが、御説明は以上とさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

【山本（龍） 主査】 ありがとうございます。

それでは、大体10分ぐらいですけども、質疑応答の時間とさせていただきます。御質問、御意見のある方は、チャットでお知らせいただければと思います。いかがでしょうか。

それでは、生貝さん、落合さんですね。まずは生貝さん、お願いいたします。

【生貝構成員】 大変重要な調査、ありがとうございました。3点ほど簡単にコメントと

意見という形でさせていただきます。

まず、1点目といたしましては、アメリカの様々な個別の法令や法案、これら非常に重要で、また、同時に他方で、アメリカですと、やはりFTC法5条、FTCの様々なエンフォースメントですとか、ルール策定というのが重要な役割を果たしている。例えば、去年もまさにアルゴリズムのフェアネスに関するエンフォースメントと、それに関わる様々な声明なんかが出されたりもしているところがございますし、やっぱり個別法というより、かなり5条で頑張っているアメリカの状況というものも少し見ても面白いのかなというのが1点目でございます。

それから、2点目といたしまして、アルゴリズムの透明性等に関しては、法制度等の枠組みも重要なんですけども、やっぱり実際にそれを様々な形で実証的に観察する様々な努力というのが同様に重要なんだろうといたしましたときに、ちょうど最近もミネソタのウッドフォードが800万の検索の結果のデータを用いて、検索結果にどういったバイアスですとか偏りがあるのかみたいなことを調べていたり、また、アメリカですと、やっぱりメディアが研究者と協力して、そういう実証データを外形的に観察可能なところを一生懸命集めて、それでアルゴリズムというか、検索結果の挙動なんかを調べていたりといったようなことも様々な形でやられている。そういう民衆の努力といったようなところも、特にアメリカを見る上では重要なのかなというふうな認識が2点目でございます。

3点目ですと、デジタルサービス法について例えば触れていただいた中で、やはり個別にアルゴリズムに焦点を当てた規定というのが重要でありつつ、他方で、まさにヨーロッパのアルゴリズムックトランスパレンシーセンターのトップページなんかに行くと、デジタルサービス法40条の研究者データアクセスのことが非常に強調されている。あれというのは何かというと、まさに研究者等が、やはりある程度クローズドなデータを受け取って、そういうアルゴリズムの挙動なんかもしっかりと観察して、検証していったりすることができる仕組みとしてあの規定を置いていたりするところ、そのことが、どうやってそういう研究やある種のオーディットというものを機能させていくかというのが大変重要なかなと思いました。

取りあえず、以上、3点でございます。ありがとうございます。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。

それでは、みずほ様、お願いいたします。

【みずほリサーチ&テクノロジーズ（木村氏）】 ありがとうございます。3点とも大変

貴重な御指摘であったかというふうに思いますので、引き続きいただいたコメントも踏まえまして、いろいろと我々として調査させていただきたいなというふうに思います。ありがとうございました。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。

生貝さん、いかがでしょうか。何か加えることがあればと思いますが。

【生貝構成員】 特にございません。僕もよく研究してまいりたいと思います。

【山本（龍）主査】 生貝さんの御質問、とても重要だと思いました。アルゴリズムの透明性といったときに、それが誰に、どういう目的で見られることを想定しているのか。いろいろな目的が多分あると思うんですけども、最も実践的に重要な目的が何かというところなんですけど、今のお話だと、例えば、メディアがそういった透明化されたデータに基づいてアルゴリズムの挙動を調査する、要するに、一般のユーザーというよりも、そういう専門知識を持った人たちがそれをもって適切な挙動がされているかどうかをモニタリングしていくための透明性のような話なのか、それとも、ユーザーの自律的、主体的な情報の選択、摂取みたいなことを、自己決定を実現するための透明性なのかみたいな、ちょっといろいろあるかなと思ったんですけど、この辺、生貝さん、どうですか。

【生貝構成員】 まさしく両方のレイヤーでの透明性というのが極めて重要なんだと思います。それはやっぱり事業者様自身でやっていただく両方に向けた透明性というところもありますし、やっぱりしっかりと研究者なり、あるいはそれを専門とする機関が、データに基づいた透明性をちゃんと消費者一般に届けていくというルート、その両方の努力というのが様々な形でされているという、僕自身は理解できているところでございます。

【山本（龍）主査】 なるほど。ありがとうございます。多分、それによって何を透明化するのかとか、透明化する粒度というんですか、そういうものが変わってくるように思いました。要するに、一般のユーザーにアルゴリズムの細かい数式的なところを見せても理解できないわけで、目的との関連で何をどこまで透明化すべきかということが決まってくるような気もいたします。みずほ様には、その辺り少し意識して、今後、調査をいただけると大変ありがたいなと思います。ありがとうございます。

【みずほリサーチ&テクノロジーズ（木村氏）】 ありがとうございます。

【山本（龍）主査】 じゃ、落合さん、よろしく願いいたします。

【落合構成員】 どうもありがとうございます。私のほうも、生貝先生と若干かぶるようなところがありまして、リンクのほうにも張らせていただいたのですが、やはり米国におい

ては、連邦レベルでF T C法の果たしている役割はかなり大きいと思っております。チャットのほうに張らせていただいたのは、例えば、フェイクニュースの関係で、広告だったり、レビューに関する不当な記載などに対するガイドラインです。また、A Iに関するものも、若干古いものですが、すぐ見つかったものを張らせていただきましたが、F T Cのほうでも、個別の執行事例も公表していることと併せて、重要なテーマについては、こういったガイドラインや、もしくは幹部クラスの講演録などの中で姿勢を示していることが多くあるかと思えます。実際に執行した例などについては、それなりにディスクローズされている場合もありますので、そういうものを見ていくと、連邦レベルについてはさらに深めていくことができるのではないかと思います。

第2点としましては、データ法制の関係でございます。米国のほうでお調べいただいている、連邦レベルでなかなか成立しないことは、よく日本でこの分野を見ている人たちもよく見ているところです。一方で、直近の動きとしては、州法レベルで、各州法で取組が進められているものがかなり出てきていると思えますので、十幾つというか、20ぐらいになっているかもしれないですが、それくらいの州で法整備がされてきているところもあろうかと思えます。C C P Aが基本的にはかなり厳しい部類であることは間違いのないと思えますが、一方で、各州ごとにそれぞれ違った視点でいろいろ議論されていることもありますので、カリフォルニア州以外も、うまく調査として設計ができるのであれば、参考になる可能性もあるかと思っております。

また、E UのD S Aの関係についても、直近の情報要求をしている例も含めて、おまとめいただいたことは非常によかったと思っております。今回の調査の対象では必ずしもなかったとは思いますが、英国などでどうしているかも、今後、調べることについては、意味がありそうに思いました。

私のほうから、気づき事項で今の3点でございます。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。

みずほの木村様から、何か今の落合さんからのコメントで御回答いただけたところがあればと思いますけれども、いかがでしょうか。

【みずほリサーチ&テクノロジーズ（木村氏）】 ありがとうございます。いずれも今後の調査に向けての貴重なアドバイスをいただいたというふうに受け止めております。特に英国については御指摘をいただいたとおりでありますし、特に最近、動きが激しいところでもありますので、ぜひこれからも引き続き英国の動きについては、しっかりウオッチして

いきたいというふうに我々としても考えているところです。ありがとうございます。

【落合構成員】 ありがとうございます。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。

ほかの方はいかがでしょうか。もう少しだけ時間はあるかなと思いますが、いかがでしょうか。

差し当たり、今はお手が挙がっていないように見えますけれども、そうしましたら、時間もまた後でいろいろと質疑応答もあるかと思しますので、一旦、みずほ様からのプレゼンのステージはここまでとさせていただきたいと思っております。みずほ様におかれましては、必要な取組について、今後具体的な検討に入っていくと思っておりますので、今日いただいた指摘、コメントを踏まえて、引き続き調査をいただければと思います。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、曾我部構成員から御発表をお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

【曾我部構成員】 はい。では。

【山本（龍）主査】 それでは、よろしくお祈りします。

【曾我部構成員】 このワーキンググループ構成員で、京都大学の曾我部と申します。よろしくお祈りします。

私のほうから、「情報流通の健全性」と憲法」というタイトルで、20分ぐらいお話をさせていただきます。

今から、聞き慣れないことも含めて、いろいろと個人的に最近思うことをお話しさせていただきます。こういう個人的に思うことをこういう場でお話ししていいのかということもあるかと思うんですが、ひとまずお許しいただくとして、一番上の丸のところ、こちらをまず明確にしておきたいと思っております。

要は、本検討会の方向性——方向性自体はまだ不明確なところはあるのですが、いずれにしても、本検討会の問題意識と全く異なることを主張したいというのではなくて、そういった問題意識が憲法的に見ても適切なのではないか、あるいは裏づけができるのではないか、そういう私論を申し上げたいということが全体としてまず申し上げたいこととなります。

以下、幾つかの点について御指摘申し上げるわけですが、その概要として、3ページの下のところに5点ほど挙げているところになります。1点目、情報流通の健全性に国家が配慮することは、憲法上の責務なのか、単なる政策判断なのかという点。2点目として、情報流

通の健全性と憲法的価値の関係はどのようなものかという点。3点目として、国家による情報空間への介入にはどのような局面があるかという点。4点目として、介入を受ける側として介入の余地を認めるような表現の自由の再構成は可能かという点。こちら、若干補足しますと、国家が情報空間への介入を行うことは、憲法上の責務と言えるのではないかという話をこれからするわけですが、他方で、介入を受ける側には表現の自由がありますので、表面の自由の観点から見ても、一定の国家介入の余地は許容されるのではないかという、介入する側と介入される側の両面から少し議論ができればということになります。

最後の5点目として、介入を可能にする国家の能力の問題ということも、重要なこととして申し上げたいと思います。これは先ほどみずほリサーチ&テクノロジーさんの御報告にもあったところで、当局が様々な情報空間の問題について調査をするというような点はこの5点目と関わるということかなと思います。

デジタル立憲主義というところから始めたいのですが、4ページの1点目にありますように、ヨーロッパを中心に、デジタル立憲主義と呼ばれる研究動向が最近活発化しております。検討会の構成員でもあられる山本健人先生、それから山本座長も含めてですが、日本の憲法学からの関心も寄せられつつあります。

2点目、デジタル立憲主義の議論はいまだ拡散気味です。いろいろな方がいろいろなことを言っているという状態なのですが、ただ、共通点としては、立憲主義の価値をデジタル情報空間の基本原則とするということを主張するということがあります。

3点目ですが、立憲主義の価値をデジタル情報空間の基本原則というふうな形で実現するためのアプローチに関しても、諸説が入り乱れているというのが現状のようです。山本健人先生の御紹介によると、4つほど紹介されていて、そのうち3つをここで取り上げております。

まず、次の5ページの①、デジタルプラットフォームなど私的主体、民間アクターに憲法を直接適用すべきだという議論があります。①の下のコメント、こちらは山本先生の整理ではなくて私個人のコメントですが、次のようなことを指摘しております。すなわち、①のアプローチは、少なくとも日本国憲法の解釈としては困難であろう、したがって、憲法改正が必要なのではないかという点。それから、仮に憲法改正、あるいは憲法解釈で憲法を直接適用することになったとしても、その義務を執行するのは結局のところ国家ということになりますので、国家の関わりというのは欠かせないだろうということ。それから、「また」というところですけども、これは大変私個人としては重要なことだと思っていまし

て、国家は原理的に制約されている。社会契約の物語があつて、それに基づいて、国家というのは本質的に権限が制約された存在であるのに対して、デジタルプラットフォームというのは民間アクターですから、原理的に立憲主義に服するとか、あるいは原理的に自由には限界があるとかする根拠はないだろうということ、これは理論的には非常に重要なことだと思います。せいぜい、影響力が大きいので公共性があり、したがって一定の制約は甘受しないといけないのではないかというような議論は可能だと思いますが、その程度のものであろうということです。

②ですが、国家の法律による私的主体の統制を検討する議論ということで、現在、通常取られているアプローチはこちらです。日本でも、DPF透明化法であるとか、あるいは、現在国会に提出されております情プラ法案とか、様々なものがあるところですが、ただ、これは日本国憲法との関係性が明らかでない。つまり、現状の立法は政策として行われているものであつて、憲法上の要請なのかどうかということは必ずしも明らかにされていないということですが、今回はこの点を掘り下げたいと思っております。

③は、私的主体の自主規制の評価軸として立憲主義の価値を用いる議論ということで、実際にデジタルプラットフォームが行っているコンテンツモデレーションであつたりとか、アルゴリズムなどが、立憲主義の価値からして評価に値するものかどうか、そういう評価軸として立憲主義というものをを用いるという議論もあるようであります。これは、日本では先般行われていましたプラットフォームサービス研究会によるモニタリングなどは、實際上、結果としてこれに近い役割を果たしていたと評価できるかもしれません。

その上で、6ページの情報流通の健全性とデジタル立憲主義の関係ということなのですが、上の部分、事務局のご提案に係る情報流通に関わる基本理念案というものが本検討会で既に提出されておりますが、それを見ますと、個別に読み上げませんが、表現の自由以下、資料にあるような項目が挙がっております。

これに対して、デジタル立憲主義においては、6ページ下のところですが、山本健人論文によれば、法の支配、権力分立、基本的人権の保障、民主主義を立憲主義の価値の基礎とするパラダイム自体の変更を主張するわけではないとありまして、要は、デジタル立憲主義、情報空間の立憲化というときにも、法の支配、人権、民主主義といった価値がデジタル立憲主義の要請するところであろうということからすると、事務局の基本理念案とデジタル立憲主義から導かれる理念というのはかなり重なりがあるだろうということです。

そうしますと、一番下のところですが、情報流通の健全性に向けての取組というの

は、デジタル立憲主義の実現に向けた取組というふうに評価、捉えることができるだろうということでもあります。

7ページにあります次の話題ですが、情報流通の健全性に国家が配慮することは、憲法上の責務なのか、単なる政策判断なのかという問題です。私見としては、単なる政策判断ではなく、憲法上の責務だというふうに理解すべきではないかと考えておりますが、これについて述べております。

まず1点目、伝統的な憲法論では、表現の自由の尊重のため、情報空間への国家の介入は最小限にすべきだと考えられてきました。国家は介入をしてはならないということが強調されてきたわけです。

2点目、私見では、情報流通の健全性確保、あるいはデジタル立憲主義の実現に向けた国家の取組が憲法上の責務であるとする考え方への転換を目指すべきであろうということです。

理由として挙げているのが2点ありまして、1つは、自由放任主義の下では、情報空間の無秩序化が進行して、様々な問題が生じているということです。これは本検討会の問題意識ですので、これ以上御説明の必要はないかと思えます。

2つ目は、こういった問題に対処するため、あるいはデジタルプラットフォームに対抗をしていくというときに、それができる存在というのは、国家あるいは国家の連合体のみでありまして、それに期待されるところが大きいということ、また、表現の自由に触れることもありますので、情報空間への介入が任意の政策的要請であるにとどまらず、憲法上の責務であるという、そういう主張を組み立てていく必要があるだろうということです。

次の8ページですが、そうしますと、では、日本国憲法の解釈として、どのような情報空間への介入が国家の責務だという主張ができるのかということです。いろいろな議論が可能だと思うんですが、ここでは知る権利の観点から少し述べたいと思えます。

2ポツ目のところ、「知る権利」とあるところの小さいポツのところを御覧いただきます。まず1ポツ目、個人が生存をし、自己実現をし、民主政に参加することができるための情報を得る権利が保障されている。2ポツ目、このことは、情報空間にこうした情報が供給されている状態を確保することが国家の憲法上の責務であるというふうに言い換えることができるだろうと思われまます。

3つ目ですが、これはちょっと余談ですけれども、かつて通説を形成すると呼ばれていた論者である芦部先生も、放送制度に関わってということですが、これに近い考え方を示して

いたということもあります。

4つ目も、これも副次的な話ですけれども、学問の自由とのパラレルというのもあるだろうというふうに思っております。と申しますのは、要するに、学問研究というのは基本的に不採算事業なわけですね。不採算事業だけれども、しかし、社会的に有益であるということで、憲法は大学というものを設置して、学問研究の成果を社会に還元することができるようにするというを国家に求めているわけです。

近年明らかになってきたことは、報道というのにも本質的に不採算事業であるということですので、そうしますと、学問研究と報道というものに関して、ある種のパラレルというものが成立するのではないかということです。

そういったことで、8ページ下の矢印のところですが、現行憲法の解釈としても、情報空間への介入を憲法上の責務だとする解釈はできるのではないかということです。ただし、情報空間への介入といっても、直ちに内容規制が広く許されるという趣旨ではありませんで、例えば、このワーキングのメンバーであられる水谷先生が環境アプローチというようなことをおっしゃっているようなことが参考になるだろうということです。

次に、9ページの表現の自由の側からの基礎づけの問題ということに移るのですが、時間の関係で簡略で行きますが、例えば、表現の自由論の再構成というのができるのではないかということです。1ポツ目だけを見ますと、思想の自由市場論は、国家の不介入要請としての表現の自由を基礎づける伝統的・有力な論拠であります。今日では妥当性が失われてきているのではないかということです。思想の自由市場論には一定の前提があったわけですが、その前提が妥当しなくなってきておまして、そうだとすると、国家の不介入というものがそれほど強い要請ということではないのではないかということでもあります。

それから、2番目、3番目は省略いたしますが、9ページ下のところにあります通り、表現の自由に関わる諸論点を改めて見直しつつ、国家介入の限界を再考する作業というのが、これは学説にということですが、求められていると思われま。

次に、話が変わりまして、12ページの国家介入の局面・方法ということに移りますが、上の1ポツ目、介入が憲法上の責務だというふうに先ほど申し上げたところですが、その手段自体は憲法上特定されておらず、手段の選択の余地は政策的に様々あるだろうということです。ただし、柱となるのは、デジタルプラットフォームへの規制と基本的情報の供給確保といったところではないかというふうに私個人は考えております。

そこで、DPF規制のところですが、小さい1ポツ目、情報の非対称性ゆえ、共同

規制、マルチステークホルダープロセスでありますとか、あるいは、先ほど話題になりました透明性・アカウンタビリティといった手法が中心になるかなと思います。

ただし、学説の中には、デジタルプラットフォームと協約を結べという主張もありますが、私個人はこうした主張は支持しておりません。協約というのは一つの規制手段ではあると思いますが、とにかくあくまで国家規制の手段としてのそれであるべきで、何か国家間の条約のようなイメージで、対等のパートナーが自発的に協力するというイメージではないのではないかというふうに思っております。ですから、手法としては、協約であったり、行動規範であったり、そういったことは全く否定されませんが、あくまで国家の側の介入の一手法という形で理解すべきだろうと思われまます。

2つ目の柱の基本的情報の供給確保というところですが、13ページになります。これは要するにメディアの問題でありまして、いろいろ書いているのですけれども、新聞・放送を代表とするメディアの機能確保のための政策的配慮というものが必要であろうということです。その中でも、NHKの問題であったり、そういったことについて適切な制度設計が必要であろうということです。

それから、メディアの多元性の確保ということですが、この点を今日問題にするときには、とりわけ存続可能性ということを重視しなければならないだろうと思われまます。こちらもこの検討会ではあまり話題になりませんが、EUではメディア自由法等々、メディアの多元性を維持するための様々な施策が展開されているということも申し上げたいと思います。

最後ですが、国家の規制能力の強化という点について申し上げます。14ページの1ポツ目、情報空間の立憲化に向けた役割を国家に期待するのは、国家が公権力を独占するなどしてその能力があるはずであるからであるとしております。また、国家は立憲主義や民主主義の観点から統制に服する存在であるからです。

2ポツ目、こうした役割を果たすためには、規制能力といっても様々ありますが、専門的知見であるとか調査能力であるとか、その他もろもろが求められます。私個人が以前行った発言を持ってきていますが、情報空間全体の問題を常にウォッチしていて、言わばプロアクティブに問題を認知し、問題を解決していく行政の能力が求められるということです。例えば、先ほどみずほリサーチ&テクノロジーさんの御報告にもありましたが、情報空間の問題について、各国では既に様々な施策が展開されているわけです。日本は今それを見て議論しているということですから、なかなかプロアクティブ性において考えさせられるところがあるというようなことが、先ほどの御報告との関係では思われるところです。

3つ目、しかし、現在の日本には、リソース不足のため、実体的な規制もそれに規定されているとあります。例えば、DPF取引透明化法では、官民協議会を設けておりますが、これは積極的に対話を促すという積極的な基礎づけも可能ではある一方で、強力な制裁をするということが行政の体制としてできない結果、官民協議会のような形しか、實際上、政策として展開できない。そういう側面もあるかと思えます。

その下に書いてあることとしては、仮に強力な規制立法を行っても、それを発動し訴訟に耐える調査能力が十分でない結果、事業者の自主的な取組を頼らざるを得ない。そういう側面もあるのではないかということで、リソース不足が実体的な規制を規定する。そういう側面も否定できないのではないかと思います。

EUも自主規制も取り入れているわけですが、その背後には強力な規制が控えているということでもあります。これは先ほどの繰り返しですが、協約も規制の一手法としてEUでは捉えられているように思われまして、そういった形で捉えなければ、機能もしづらいのではないかというふうに思うところです。

最後、15ページは御参考ということで、これからこういう雑誌が出ますということと、今回の御報告もこれを参考にさせていただきましたということで、記載をさせていただきます。

ということで、私からは以上です。どうもありがとうございました。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。

それでは、また10分ぐらいですかね。質疑応答の時間を設けたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

憲法との絡みでいくと、私も憲法を専門にしていたような気もいたしますけれども、ほかにも憲法をバックグラウンドにしている先生はいらっしゃると思うので、もちろんその先生方からも、もちろんほかの方からでもお願いいたします。

じゃ、水谷さんですね。お願いします。

【水谷構成員】 関西大の水谷でございます。御報告ありがとうございました。

私からは、2点ありまして、まず1点は確認的なところなんですけれども、曾我部先生が今日レジュメの中でおっしゃっている国家による介入とか、あるいは規制というふうにおっしゃっている部分があると思うんですけど、もうちょっと具体的には、どういう手段を想定されているのかという点をお伺いしたいと思います。つまり、当然、表現内容規制とかは先生お考えになられていないだろうということは私も承知しておりますし、あるいは、プラ

ットフォームに、例えば、特定のコンテンツに関して個別の削除義務を課すみたいな手法というのは恐らくかなり議論があるところかなというふうに思いますので、透明性とかマルチステークホルダーのお話があったかと思いますが、実際どういう形で関与していくのかという点についてお伺いしたいというのが1点です。

もう1点は、マルチステークホルダー的なところと関係をしてくるんですけども、最近、私もプラットフォームに対して、政府・国家がどういふふうに関与すればいいのかというようなことを考える際に、やっぱりプラットフォームを取り巻くポリティクスといいますか、プラットフォームも実は現状も野放しになっているわけではなくて、いろいろなアクターから影響力を受けているという視点を持つことが重要だろうと思っています。もちろんそのうちの強力なものの一つに国家による法規制があるわけですが、例えば、この検討会でも、デマネタイゼーションが重要だという話が出ていますが、やっぱり広告主の影響というのは無視できない。特にプラットフォームは経済市場の影響をかなり強く受けますので、国家としても、直接何か義務づけをするというよりは、そういう市場に間接的に影響を及ぼして、プラットフォームの環境管理に対して是正を設けていくという方向もあるかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。以上の2点になります。よろしく願いいたします。

【山本（龍）主査】 お願いします。

【曾我部構成員】 ありがとうございます。今、2点いただいた点について、あまり明確なお答えができないのですが、まず1点目、介入、規制というけれども、具体的にはどういふものかということなんですが、一つは、憲法上は特定されていないので、そこは選択の幅は広いということがあります。

その上で、もう少し具体的なものとしてどういふものがあるかというのは、これについて今回具体的なことを申し上げる用意はなくて、基本的には先ほどのこの検討会、あるいはワーキングで具体的にあがっているような様々な諸施策というのが候補になるだろうということですね。先ほどみずほリサーチ&テクノロジーさんから御紹介いただいたようなものも含め、その中で日本に適したものがどういったものかということが、今後検討されていくのだろうと思います。

今日の御報告の主眼としては、そういったものも憲法の要請を受けたものなのであるという評価づけをしたいということが一つ大きなもので、具体的な政策について、具体的な評価をするという意図までは今回はないということです。

また、内容規制とか削除義務についても御言及があったのですが、学説の役割だと思うのです。例えば、削除義務を課したときに、これが表現の自由とどういう関わりがあるのかということについては、あまり掘り下げられていないと思うんですね。何となく紙媒体のときの事前抑制みたいなものとパラレルに考えていたりしますが、しかし、本当にネットの投稿の削除がそういったものとパラレルなのかというのは議論の余地があると思います。資料には表現の自由の諸論点についてももう少し考えてみる必要があるというふうに書きましたが、それは例えばそういうことです。

内容規制についても同様で、伝統的な議論をそのままネットの今の世界に移していくことが本当に妥当なのかという点は、学説のほうでももう少し議論をした上で、今後規制をするならするというときに生かしていく必要があるかと思いますが、これは今後の学説の課題かなと思います。

それから、国家が市場を通じて、あるいは市場のアーキテクチャーやエコシステムに働きかけることによって、プラットフォーム事業者等に行動変容を促すということは、幅広い政策的選択の余地の中の一つとして位置づけられるかと思いますが、水谷構成員のご指摘はそのとおりだと考えていますが、いずれにしても、どういう規制をすれば、弊害が最も少なく、かつ効果的なのかということについては、法学的、あるいはその他経済学的な観点等も踏まえて合理的な設計をしていく話で、そこは最後に申し上げた国家の規制能力の問題と関わって重要な観点かなと思っております。

ということで、不十分かもしれませんが、差し当たり以上になります。

【水谷構成員】 ありがとうございます。私も先生の御説明で、そういう選択の余地があるということは理解しているんですけど、やっぱり私がアメリカを参考にしながら研究をやっているからかもしれませんけども、政府権限の限界づけが同時に重要かと思いました。こうした国家関与を進める議論は、政府権力、政府の権限行使の限界づけみたいなものもセットで考える必要があるのではないかということ、そしてもう一つ、政府側にも透明性が必要になってくるんじゃないのかという点が、ちょっと今お話を聞いていて思いました。ありがとうございます。

【曾我部構成員】 ありがとうございます。それはおっしゃるとおりです。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。

それでは、山本健人さん、お願いいたします。

【山本（健）構成員】 北九州市立大学の山本です。御報告ありがとうございました。

私は、先ほどの水谷先生とのやり取りとも関連し、国家による過剰な介入を制御する必要性があるとしても、基本的には曾我部先生がおっしゃった方向性に同意します。この点を踏まえて、2点、御質問させてください。1点目は、基本的には国家を通じて立憲化していくという方向性で検討していくのが重要だろうという点には同意なのですが、問題領域によっては、ある種の協約モデルの可能性というのものもあるような感じはしています。具体的にどんな問題領域がそれに適合的なのかというのは、今、私の中でこれがこうだというのはないのですが、生じている問題状況に応じて適切なアプローチを選択していくという方向性がよいのではないかと感じており、あまり特定のモデルに縛られる必要もない気はしています。その辺り、曾我部先生のお考えはどういうものなのかというのをお聞きしたいと思います。

2点目は、最後の国家の規制力の問題のところ、これは非常に私も重要だなと考えているのですが、日本において規制能力を適切なものにしていくに当たって、どういう方向性や立てつけにしていくのが望ましいのかについて、もし現時点で何かお考えがあれば教えて頂ければと存じます。よろしくお願いします。

【山本（龍）主査】 曾我部さん、お願いします。

【曾我部構成員】 ありがとうございます。方向性に同意いただいているということで、大変心強く思います。

問題領域によっては協約モデルも有効ではないかという御指摘は、それは私も同意しますが、ただ、私の問題意識としては、協約というのはモデルではないということを申し上げたいわけです。協約というのは、あくまで規制手法の一つであって、モデルではないということです。あくまで主語は国家であって、国家が規制をしていく中で、伝統的なコマンドアンドコントロールというのものもあるでしょうし、自主規制の要請というようなものもあるでしょうし、あるいはもう少し協約、行動規範を提示して、それに署名させるというようなものも含めてということもあるでしょうし、その辺は先ほどもお答え申し上げたように、様々な選択肢があるのだらうと思います。

ただ、日本の場合は、積極的な選択の結果として自主規制を要請しているわけではなくて、結局、現実的に取り得るのがそれにとどまるというような側面もあるかなということが若干気になっておまして、そのこととの関係で、国家の規制能力ということをおっしゃっているわけです。

ただ、日本でそのための道筋はどうかという大変厳しい御質問かと思うんですが、なかなか

か難しいですが、例えば、日本でも公正取引委員会など、一定の調査能力であったり、執行能力を有する行政機関というものはないわけではないんです。もちろん公取委も、他国のカウンターパートと比べれば、まだなお体制が十分なのかという御指摘はあるのは承知していただきますけれども、日本の行政機関でもそれなりのものがあるということは実例としてありますので、これは独立行政委員会にするかどうかという話とはまた別に、リソース面で工夫の余地というものはあるのではないかなというふうに思っておりますが、この辺は、宣伝で恐縮ですけれども、『法律時報』の特集で巽智彦先生に御検討いただいておりますので、また後日、御覧いただければと思います。

【山本（健） 構成員】 ありがとうございました。

【山本（龍） 主査】 ありがとうございました。

それでは、森さん、お願いいたします。

【森構成員】 御説明ありがとうございました。何というんでしょうか、本当に勉強になりましたし、衝撃を受けました。こういう議論にふだんから接する機会がなく、不勉強によるものですが、衝撃を受けました。やはり情報空間の健全性の確保について、国家が責務を負うというのは、文字づらだけを追うとすごく衝撃的ですし、しかしながら、お話を伺ってすっかり納得したといいますか、現在、現状においてはそういうふうにいるところどころで考え方をアップデートしていかないといけないんだというふうに本当に共感をいたしました。ありがとうございました。

2つお尋ねしたいと思っております、国家の責務として、プラットフォーム規制を、知る権利の現代化の一部として、そういうことをやる責務があるのではないかと。全くおっしゃるとおりだと思うんですけれども、プラットフォーム側について、プラットフォームを憲法的にどう捉えるかという問題ももちろんあるかと思っております、多分、そういう御言及であると思うんですけども、私が知らないだけで。例えば、報道機関は、憲法上、報道の自由を享受していますけれども、それは憲法的な一定の役割の期待が報道機関にあるから、報道機関が一定の行為をしなければいけないということが前提にあって、報道の自由というものを特別に確保しているのではないかというふうに思っています。

そうだとすると、プラットフォームも一定の役割を負っている。一定の役割を期待している。検索についてですけれども、曾我部先生もよく判批をお書きになって、私も拝読しましたけれども、検索事業者が知る権利について一定の役割を果たしているというような平成29年の最高裁の判断もありました。そんな中で、デジタルプラットフォームの憲法上期待

される役割というのは当然生じているのではないかと思いますので、報道機関とはかなり違う。自ら報道機関とは、報道機関の役割とは、報道機関全てそういうメッセージを出していますけれども、デジタルプラットフォームはそういうことはしていない。全くしておらず、言ってしまうと、アテンションエコノミーにそっくり乗る形で、そこで収益を上げている。それは株式会社だから当然なわけですが、しかしながら、憲法的に見れば、やっぱりそういうデジタルプラットフォームにも一定の役割、制約されるべき原理というものが、ここではないとお書きで、もちろん国とは全然違うと思いますけども、何かしらあってもおかしくないのかなというふうにちょっと思いましたので、それはいかがでしょうか。恐れながらいかがでしょうかということが1点目でございます。

2点目は、ちょっとシンプルなお話なんですけど、今日の御発表の最後に、行政機関がリソース不足なんだというお話がありましたけども、ここでおっしゃっているリソース不足というのは、これは人的リソースということなんですか。それとも、ほかのリソース、例えば、エンフォースメントの手段として制裁金みたいなものがあるとか、そういうことも含まれているのかということについて教えていただければと思います。

以上です。

【山本（龍）主査】 曾我部さん、お願いいたします。

【曾我部構成員】 大変重要な御質問をいただきまして、ありがとうございます。

1点目のプラットフォーム側の自由をどう捉えるのか、あるいは憲法的な役割をどう捉えるかという御指摘についてですが、報道との対比でコメントいただきました。先ほど冒頭では省略をしたのですが、この資料でいうと11ページ目でその点に言及しておりまして、最高裁は、情報流通の基盤として大きな役割を検索サービスは果たしているというような判断をしたことは御案内のとおりですが、当時、私の方でコメントをしまして、指摘をしていたのを今回思い出したんですが、あのときに最高裁が検索サービスを情報流通の基盤だと位置づけたのは、何か規範的要請があつてそうなっているのではなくて、結果として当時、あるいは今でもそうですけども、そういう役割を現に果たしているという評価に基づいているということですね。私は当時、その危うさを少し感じたというのが、今、この資料で引用している部分なんですけども、報道に関しては、まさに報道倫理というものがあつて、報道の使命というものがあつて、そこから報道機関の行動様式というのが規定されているというのは自他ともに認めるところで、憲法もそこを認めて、報道の自由というのを特別扱いしているという構造があると思います。

これに対して検索サービスに関してはそうではなくて、言わば、極端に言えば、たまたまそういう機能を果たしているということです。例えば、検索サービスの中立性も、別に規範的にそうなっているわけではなくて、たまたまそうなっているということですから、そういう意味では非常に事実上のものであるということで、そこに検索サービスその他のDPFと報道機関との大きな違いがあるのではないかというのが、今回思ったこととなります。

したがって、プラットフォーム事業者に規制をかけていくというときも、あくまで外在的なものとして規制をかけるという、そういう立てつけになっていくのかなとは思いますが、いずれにしても、今11ページの下に書いていますように、諸論点を改めて見直しつつ、国家介入の限界を再考する作業というのが今後求められていくのかなと思っています。

それから、もう一つ、リソース不足に関しては、これは人的なものなのか、権限的なものなのかということをお指摘いただいたんですけども、基本的には包括的にもろもろを含めて考えておまして、人的な、単純に人員のスタッフの数もそうですし、専門的能力もそうですし、予算もそうですといったところもあります。権限というのは、むしろ実体的な規制というほうに係るかもしれませんけれども、権限がないということも、当然、リソース不足の意味合いに含まれるかなとは思いますが、仮に権限があったとしても、人員とか予算が足りなければ十分に行使できないということがありますので、根本的には人員とか、人員の数、質、それから予算といったようなところがメインになるのかなというふうには思います。

以上となります。

【森構成員】 ありがとうございます。2点目については大変よく分かりました。

1点目につきましては、たとえ事実上とはいいながら、大きな役割を果たすに至っている、無自覚的にでかい山を踏んでいることによって、何か制約の原理が出てくるのではないかなというふうに思ったわけですが、もう少し勉強してみたいと思います。ありがとうございます。

【曾我部構成員】 そうですね。やっぱり影響力が大きいということだけで、確かに常識的に考えれば、影響力が大きいので公共性があるわけで、一定の節度が求められるという議論は可能だと思うんですけども、今回フォーカスしたのは、原理的、内在的にそういった要請に服するのかというところでして、その点では違いが生まれてくるものと思います。

ただ、その区別をすること、つまり、原理的、内在的な要請なのか、影響力を持っていることから来る外在的な要請なのかという、区別すること自体にどれだけ意味があるのかという、そういう問題もあるかもしれませんので、そこはまた御議論させていただければと思

います。

【森構成員】 ありがとうございます。曾我部先生の御趣旨は、つまり、社会契約みたいなものがないという意味での国家との違いというのは私も伺っていてよく分かりましたし、なるほどと思いました。やはりどちらかというと、人々の権利とか、そういうことに対しての影響という、ボトムアップ的に考えた場合に、憲法からしても、そういう事実上の強力なものに対する何かというものが憲法的にもあるのかなと、ちょっと素人的に考えたということです。ありがとうございました。

【曾我部構成員】 ありがとうございました。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。

それでは、生貝さんと落合さん、手短にお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

【生貝構成員】 ありがとうございます、大変貴重なお話。簡単に御質問を1つと、もう一つ感想を簡単に1つというところでございます。

まず、13ページ目のところで、メディアの多元性、これは極めて重要であると感じており、そしてまた、それと近い問題として、プラットフォームの多元性という問題が恐らくあるのだと思います。そうしたときに、多元性を確保するためには、例えば、新しいプラットフォームが参入しやすくなるという競争政策的な手法もあるでしょうし、他方で、しかし、例えば、アメリカでこの分野で活発に根強く議論されている方法として、SNSのコンテンツモデレーションのレイヤーを水平的に分離して、そこに対してインターオペラビリティを確保して、様々なモデレーションのパワーが参入しやすくするといったような手法なんかも考えられていたりする。そういったものはあくまで一例でございますけれども、まさにプラットフォームの多元性というものを、憲法的にはどのように捉えていくべきなのかということについて、もしお考えがあればというのがまず1つでございます。

2点目は簡単に感想として、次の14ページのところ、まさに規制能力というものが極めて重要である。そして、さっきちょっと1個目の発言で申し上げたとおり、欧州等のアプローチとして、やはり規制能力の限界といったものを、外部の研究者であるとか、場合によっては、ファクトチェッカーであるとか、そういった多様なプレーヤーの力を制度の中に埋め込んでいくことによって、まさに規制能力の補いというものをしようとしているのかと。どうも最近、欧州の状況を見ていると、そういうものを指して共同規制と呼ぶ方向性が強いのかなということも感じており、ここは自分自身、よく勉強してまいりたいと思います。

以上です。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。

【曾我部構成員】 よろしいですか。

【山本（龍）主査】 お願いします。

【曾我部構成員】 ありがとうございます。2点目の外部の力を借りるというのは、まさに私も同様に重要なことだと思っておりますが、当時に、その前提として、ハブとなる存在、司令塔のような存在として行政機関が機能するというようなことも重要なことと思っております。

1点目のプラットフォームの多元性に関しては、私も以前どこかで書いたこともあるのですが、国家の介入の一つの手段として市場の力を借りるという話がさきほどありましたけれども、そういった中で、多元性を確保することによって、プラットフォームの適正性を結果として促していくという、そういうアプローチは重要ではないかと考えております。ただ、現在、プラットフォームの多元性がかなり失われてきている状態もあるので、なので、例えばコンテンツモデレーションに介入するといった話にシフトしてきているのかなという感想もございます。

他方で、御提案いただいた、コンテンツモデレーションをそれ自体としてレイヤー化して複数化するというアプローチなんですけれども、これはあり得る規制かとは思いますが、他方で、これは先ほど来議論になっているプラットフォーム側の憲法上の権利というのがありますので、それとの関係でどう評価されるのかということですね。例えば、これは内容規制に当たるのではないのかという評価になったときには、伝統的な憲法論では、かなりハードルが上がるということになってしまいますので、これは内容規制に当たるのかどうかという議論も必要でしょうし、他方で、こういうタイプの内容規制が伝統的な厳格審査になるのかという表現の自由の一般論のレイヤーでも議論が必要かなと思います。規制の選択肢としてはあるかなと思うんですが、その辺りの検討をしないといけないのかなとは思いません。

【生貝構成員】 ありがとうございます。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。

それでは、最後、落合さんに、すみません、また手短にお願いできればと思います。

【落合構成員】 どうもありがとうございます。私も、構想の文脈も含めて大変勉強になりました。

1つ申し上げたかったことは、山本健人先生や、森先生ですとか、皆様の組織的な視点、行政側の能力については、既に御質問、御議論いただきましたので、私のほうから1つでございませう。今回のプラットフォームに対して様々な要請を行っていくという議論を進めていくことが、どちらかというとな事後型の規制を行っていた部分を、事前規制のほうに少し寄せていくところも出てくるようにも思っております。

こういった事前型の規制にしていくときに、憲法上の価値との関係でどういったことを考慮しておくことが必要なのかについて、先生にこの注意点といいますか、今後の議論の注意点になるのかなとも思いますので、ぜひ教えていただければと思っておりました。

【山本（龍） 主査】 お願いします。

【曾我部構成員】 ありがとうございます。貴重な御指摘、ありがとうございました。

事後規制から事前規制に移っていかれ、事前規制の要素が強まっていくということについては、必ずしも今回意識はなかったのですが、事前か事後かというよりは、むしろこれは水谷先生のお言葉でいうと環境アプローチということで、情報空間のエコシステムあるいはアーキテクチャーに働きかけるようなものというのを一つの柱として考えているところで、こういったものが事前規制なのか事後規制なのかというとな、ちょっとよく分からないところがあるかなとは思っています。ただ、環境に働きかけていく場合には、必ずしも個別のアクターの、個別の基本権を制約するということではないので、そういう意味では、憲法上のハードルというのには必ずしも大きくないものが多いのではないかなとは思っています。

他方で、コンテンツモデレーションに介入していくというようなことになっていきますと、これはプラットフォーム事業者、あるいは実際のユーザーの表現の自由とも関わってきますので、これは正面から憲法問題になっていくと思っております。ただ、その際にも、これは直前に申し上げたとおり、表現の自由に関しては、様々な再検討をする余地もあるかと思っておりますので、それも含めて考えていくということにはなるかと思っております。

ということで、問題意識が受け止められていないかもしれず、大変申し訳ありません。

【落合構成員】 ありがとうございます。コンテンツモデレーション以外は、どちらかというとな環境に対する働きかけということもあるので、正面から問題になるような個別のアクターの行為に対する権利に対する制限ないし規制になるようなものではなく、どちらかというとな、コンテンツモデレーションの文脈の場合により注意をして、議論をしていくべきであると思っておりましたので、大変参考になりました。ありがとうございます。

【曾我部構成員】 そこはそのとおりだと思います。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。

私も幾つかいろいろとお聞きしたいこともあるんですけど、時間の関係で、取りあえず一旦ここまでとさせていただきたいと思います。曾我部さん、ありがとうございます。

【曾我部構成員】 ありがとうございます。

【山本（龍）主査】 それでは、続きまして、藤代先生より御発表をお願いしたいと思います。すみません。時間が押しておりまして、20分ぐらい厳守でお願いできればと思います。藤代さん、よろしくお願いします。

【藤代教授】 法政大学社会学部の藤代です。今日はこのようなワーキンググループでお話しする機会をいただきまして、ありがとうございます。「偽・誤情報とフェイクニュース対策の方向性」というやや漠然としたタイトルになっていますが、御容赦いただければと思います。

私の現状認識から、お話しします。能登半島地震、その前の福島原発の処理水の海洋放出、それから、つい先日は堀江さんとか前澤さんの偽広告に注目が非常に高まっていて、2016年のアメリカ大統領選挙のフェイクニュース問題では、国内はやや対岸の火事的なところがありましたが、本当に対応が求められている状況になってきたと感じています。

先ほどの曾我部さんの話とも関係するところですが、プラットフォーム企業（PF）に自主的な取組を求めているけれども、PFはの対応は不十分である。だとしたら規制をするしかないという流れが強まっているように思います。

2016年からずっとこの問題をウオッチしてきましたが、当初、規制というものに非常に抑制的だった議論が、規制前提になっていることに、ある意味、危機を感じているところです。しかし、私自身も、規制をするならばという前提にならざるを得ない状況であることは理解しているところです。

そのときに、誰にどのプレーヤーにどのような規制をするのかということが、十分に検討されていないとか、整理されていないのではないかと考えています。つまり、デジタル（ネット）空間の情報というものの位置づけが混乱していて、それをPFのパワーが強いかから、一つとしてまとめて考えてしまうから、表現の自由とか、国家介入の危険性というものがむしろ高まってしまっているんじゃないか。その原因として、フェイクニュースと偽・誤情報は異なっているにもかかわらず、国内議論において混同されてきたということをお話しします。

最初に結論を述べておくと、ニュース、コンテンツ——コンテンツというのは、先ほどの

話でいくといわゆるDPF、Xとかフェイスブックの一般ユーザーの投稿が行われるコンテンツ、それから広告、この3つに分けて対応していく必要があると考えています。つまり、偽・誤情報というのは、インターネット投稿コンテンツの問題である。フェイクニュースというのは、ニュースの問題である。偽広告は広告の問題であると区分して対応策を整理するということです。

先ほど曾我部先生のお話を聞いていても、健全性というのがどういうものが十分に議論されないまま、憲法上の責務として国家の介入を認めるということになれば、もしプーチンとか習近平みたい人が国家のトップになると、一気に統制国家化するという危険性があるわけですね。それはインターネット空間をひとつと捉えているからであって、介入を最低限するとすれば、やはり分割してどこに介入するか、何に介入するかということを検討してから話をしなければいけないと考えています。

まず、フェイクニュースはニュースの問題であることは言われています。これを偽・誤情報と混同しているのは、先行研究を十分に検討せずに検討会が行われているということで、これに対してはフェイクニュースを研究している立場として厳しく指摘をしておきたいと思います。フェイクニュースなのか、偽・誤情報なのかはそれなりに分類されているわけですし、ここはきちんと押さえて議論していただきたい。

もう一つ、規制を検討するに当たっては、やはりその国々のメディア環境を踏まえた対策が必要であろうと考えています。先行事例として、生貝さんとかが様々に情報提供していただいて、EUの取組、それから、アメリカ等が比較されるわけですが、ヨーロッパ諸国とアメリカと日本のメディア環境というのは違います。ヨーロッパはニュースの信頼が高い国から低い国までありますが、日本は中位で安定しています。オンライン上においては、LINEヤフーのような非常に強力なニュースプラットフォームが存在しているのが、ほかの国とは大きく違います。

そして、テレビは依然としてパワーがありますし、新聞は低下していますが、まだ全国紙も地方紙も存在している。メディアの環境としては、アメリカとかヨーロッパとは全く違う状況があります。なので、このようなメディア環境を踏まえた上で、対策とか規制を検討する必要があります。これがきちんと検討されていないと、何かよく分からない、全く違う意味を持った規制が展開されてしまうのではないかと危惧を持っています。

世界的に見ると、日本はニュースの信頼とかメディアの信頼は比較的高い。とはいえ、ネット上では「こたつ」記事のような不確実性の高いニュースがあります。報道の自由は憲法

で保障されていますが、それを自ら放棄するような新聞社やテレビ局による低品質なニュースが展開されている現実があります。

ニュースプラットフォームは比較的国内企業が中心で、海外企業が中心で対応が不十分なDPFとは異なる状況にあります。NPFが協力というか、きちんと対応してくれば、ニュースの正確さとか信頼性とかは、より高まっていく可能性があるのではないかと考えています。自主的な取組での実現可能性はある。

現状のニュース生態系におけるガバナンスについては、法とコンピューター学会の「フェイクニュース対策に必要なニュース生態系のガバナンス」に書いたのですが、また興味がある方は読んでいただければいいと思うのですが、ここで注目すべきは、法的な規制があるテレビではなくて新聞でして、新聞は様々な事前的な取組、デスクが原稿を確認したり、校閲を持っていたり、自主的な取組を行っています。

しかし、ネットメディアやニュースプラットフォームは、ほとんど事前的な取り組みを行っておらず、事後的な取組も不十分です。これが低品質なニュースが展開され、一般的なコンテンツとまとめて対応しなければならない元凶ではないかと考えています。

なので、新聞のような自主的な取組がネット上にも展開されることが望ましい。

一方、これを阻む何かがあるとすれば、ニュースを掲載するNPFは、プロバイダ責任制限法（プロ責）上の発信者に該当しないとされている部分です。プロ責の問題は、まさにこのワーキングで検討されている先生方に、NPFが発信者として責任を有するように、何か対応できないかを御検討いただきたいところです。

NPFとニュースメディアだけでニュースの信頼性を向上させるのは難しいかもしれないので、第三者機関のような民間の取組を立ち上げて対応することも重要です。GDIとか、海外ではニュースガードもありますので、第三者機関がガバナンス等の取組を確認して、それを利用者に提供し、利用者側がそれをチェックできるスキルを持つように教育プログラムを展開することによって、ニュースリテラシーが向上する。それによりニュース生態系は、ニュースメディア、それからNPF、第三者機関、利用者間の相互作用によってニュースの信頼性が向上するというようなニュースガバナンスの構築のやり方があるのではないかと考えています。なので、ここは規制の対象外とする。

コンテンツ、ソーシャルメディアの投稿とか、インターネットの掲示板、ここが今問題として議論されているところです。

PFによるコンテンツモデレーションには私は実は反対でして、コンテンツモデレーシ

ョンには検閲とか世論誘導の危険性も存在しているし、現にアメリカ等では、ある特定の方向に対してコンテンツモデレーションが行われたという批判が起きています。PFによるコンテンツモデレーションの透明性向上をどう取り組んでいくかが課題になってくると思います。

法的にどう規制するかというのはちょっとここでは置いておきます。なぜかというのと、広告部分をグリップすることで、コンテンツ部分はかなり改善できるのではないかと考えているからです。

現状の広告のガバナンスは不十分です。広告は偽・誤情報、フェイクニュースを駆動するエネルギーとなっています。広告が表現の自由なのかどうかは議論があるところだと思いますが、一般ユーザーの投稿に比べると、それは低いと言わざるを得ないと考えています。

なので、広告側から規制を行いアテンションエコノミーによる偽・誤情報、フェイクニュースの駆動を抑止するという規制の在り方を検討してもいいのではないかというか、検討すべきであると考えています。

検討会で広告業界の方々がプレゼンテーションしている資料等を拝見したわけですが、一定の取組をされていることは間違いなく、危機意識を持たれているというところは理解しているところですが、十分に実効性を持った取組がされているかという点、そうではありません。

例えば、フェイスブックもXもJICDAQのブランドセーフティの認証事業者です。偽広告が出ている状況では、この認証は無意味だとはっきり言っているとは私は思っています。広告業界は、プラットフォームは言うこと聞いてくれませんかではなく、認証を取り消すなどの対応をすべきです。広告業界が、規制が嫌なのであれば自分たちで対策を強化していく必要があります。

インターネットの投稿は事後的であり、広告も同様です。ただ、既存メディアでは広告は審査という事前審査プロセスがあるわけですし、インターネット広告も事前審査にすればいい。そうすれば、かなり状況はよくなると思いますし、コンテンツ部分への規制も限定的になるでしょう。まず広告をどうするかを考えるべきです。

図ではファクトチェックを広告対象にはしていません。コンテンツに対するファクトチェックの結果が広がっていくのは大事なことです。ファクトチェック団体のパワーが必要以上に上がるのも、あまりよろしくない。広告については広告業界がやるべきであって、問題をきちんとプラットフォームに伝えて、PFが広告を停止するなどの流れをつくるの

がよいでしょう。

もう一つは、規制ではなくて、銀行口座とかクレジットカードといった資金の流れの面からの対策を金融庁でも検討するべきと思っています。

私はジャーナリスト出身なので、なるべく規制ではなく、自主的な取り組みでの対応を望みます。駆け足になりましたが、時間も少ないと思いますので、私の説明は以上になります。ありがとうございました。

【山本（龍）主査】 ありがとうございました。これで質疑応答の時間が大分確保できました。ありがとうございます。大変助かりました。

それでは、今の藤代さんのプレゼンに対しまして御質問、コメントがありましたら、どうぞよろしくお願いいたします。

じゃ、落合さん、お願いいたします。

【落合構成員】 どうもありがとうございます。大変勉強になる御説明をいただきました。

1つ、特に先生のお話の中で関心を持ちましたのが、広告に対する規制の部分です。おっしゃっていただいた中で、広告に関する規制をしっかり行っていくということで、ある程度減らすことができるのではないかという御意見をいただいたとっております。その中で一つ、要するに、事前に広告を見ないで流したのであれば、その広告の内容に違法なものがあつた場合に、免責を簡単に認められないような形の規制が必要ということをご示唆されたいように思いました。民事責任であったり、それとも行政法上の義務違反になるような形にするのかは、いろいろ考え方があるかとは思いますが、いずれにせよ事前審査を適切に行っていなければ、何らかのサンクションを受けるような対策が適当なのではないかということになるかと思いましたが、先生のほうでお見立てはいかがでしょう。

【山本（龍）主査】 藤代さん、お願いします。

【藤代教授】 御質問ありがとうございます。広告業界が自主的な取組を強化しても、D P Fが言うことを聞かないという状況は検討会で見てきたと思います。そうであれば、D P Fの広告に対する何らかの法的規制を検討する必要はあるでしょう。その中身については、私は法律の専門家ではないのでこのワーキンググループでも検討していただきたいです。繰り返しになりますが、既存メディアでは広告の事前審査をやっているわけなので、ネットでできないということはないでしょう、国内から広告を出す際に事前審査するやり方がないのかとか、消費者庁の関連法案とかも関連するような気がしますので、一概に言えませんが、できれば共同規制的な形で広告の事前審査を自分たちでやる方向に持ってい

くのが、望ましいと考えています。

【落合構成員】 分かりました。大変分かりやすいお答えで。放送のほうも、あまり細かい考査の方法というのは定めていない部分がありますので、そういう意味では、極めて広い意味では共同規制的なものだろうとは思いますが、多分それとはまた若干違うことにはなるんでしょうが、プラットフォームに対する規制という意味でも大変参考になる御示唆をいただいたと思っています。ありがとうございます。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。

それでは、森さん、お願いいたします。

【森構成員】 御説明ありがとうございました。広告をしっかりと審査すべきであるというところは全くおっしゃるとおりだなと思って伺っておりました。

私、お聞きしたいのはちょっと細かいことでして、プロ責法をニュースプラットフォームに適用するのがいいのではないかというお話があったんですけども、これはプロ責法のどの部分を適用するということなのか、ちょっとよく分からない。御趣旨とお話の流れからすると、どちらかというとならニュースプラットフォームも責任を負うべきだみたいなお話だったのかなと伺っていらしたので、そのどの部分なのかということが分かりませんでした。

もう一つは、J I C D A Q 認証のところなんですけれども、J I C D A Q 認証の考え方というのは、基本的にはよくないメディアに広告を出さないようにしようと。そういう動きでございますが、それについての、もうちょっとこうすべきではないかというのは、それはどういう御趣旨だったのかということなんです、どちらかというとなら、広告に問題がある。メディア側の問題ではなく、出稿される広告に問題がある場合をどうすべきかという話だったんじゃないかと思っておりますので、ちょっと J I C D A Q 認証との関わりのところをもう一度教えていただけますと幸いです。よろしく申し上げます。

【藤代教授】 ありがとうございます。ここはちょっと駆け足で話したので、分かりにくかったところがあったかもしれません。今回はプラットフォームとニュースプラットフォームを分けるという提案になっています。先日、俳優の方がヤフーニュースの責任を問うた裁判がありましたが、そこではヤフーはプロバイダ責任制限法における情報媒介者と位置付けられていて、ニュースも一般ユーザーの投稿コンテンツと変わらない状態です。

しかし、これは違うんじゃないかと。ニュースに関わるプラットフォームは、きちんと発信者、メディアとしての責任を有することが望ましい。なので、N P F をプロバイダ責任制限法の発信者と捉えるなどしてプロ責の免責対象外とすべきと考えているということです。

なぜかという、ニュースプラットフォームと一般プラットフォームは決定的に違うところが実はありまして、それは規約に同意しただけで誰でも投稿できる一般プラットフォームとは異なり、ニュースプラットフォームとは契約を行い、例えば、ニュースを何本配信するとか、ニュースに対して幾ら払うということが必要です。ニュースプラットフォーム側が契約を打ち切ったら、そのニュースはネット上に存在しなくなるという、特権的な立場も有しています。

ここはもっときちんと考えるべきだと思っていて、さっきネット上のニュースの多元性といった話がありましたが、ニュースプラットフォームがネット上のニュースを決めている現実というものに対して、何ら責任を持たないという、非常に無責任かつ優位な立場にあるわけです。それが「こたつ」記事のような低品質なニュースを生む要因でもある。NPFをプロ責の免責対象から外してしまえば、シンプルに表示しているニュースに責任を取らなければいけなくなるので、かなり状況が好転する。フェイクニュース対策として機能すると考えています。なので、ニュースとコンテンツを分けて皆さんに議論していただきたいです。

もう1個ですが、ブランドセーフティ認証の認証事業者ですと、JICDAQが公表しているわけなんですね、フェイスブックもXも。海外認証を適用して認証しているわけですが、前澤さんとか堀江さんの偽広告が出ているのは、フェイスブックとかXです。となると、その認証制度は何なのですかと言われても仕方がないですよということを言っています。認証制度が機能不全なら規制をせざるを得ない。

一方、認証制度で何かコントロールできるのであれば、それは規制をちょっと緩やかにするとか、しなくても自主的な取組に委ねてもいいだろうというふうに考えられるのではないかと思います。

【森構成員】 ありがとうございます。前半は、すみません、私の勘違いでした。配信事業者の責任というやつですかね。要するに、一般投稿じゃない、報道をプラットフォームとして発信する場合には、その発信事業者も責任を負うべきだという。むしろプロ責を外して、正面から差止め、損害賠償請求の対象にしろという御趣旨だったというのはよく理解できました。

2番目は、ちょっと十分に理解できなかったんですけども、でも、御趣旨は分かりまして、要するに、ブランドセーフティといたって、メディアの安全性といたって、あんなひどいことになっていたら、その認証を出していること自体がやばいだろうと。どんな広告を扱

っているかということも問題があったら、もう落としたほうがいいんじゃないかという、そういう感じですかね。

【藤代教授】 はい。ありがとうございます。

【森構成員】 分かりました。ありがとうございました。すみません。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。

それでは、水谷さんですかね。お願いします。

【水谷構成員】 御報告ありがとうございました。さっきの曾我部先生の御報告とも関連するなと思いながら聞いていた部分があって、私自身は、この検討会とかワーキンググループで考えるときに、そもそもこれは表現の自由の範囲外として規制してもやむを得ないとか、明らかに明確に規制利益のほうが上回るだろうというようなもの、典型的なものとしては、今、かなり問題になっているなりすまし広告のようなものが挙げられると思いますけど、そういう部分と、逆に通常の偽・誤情報とか、先生のおっしゃるフェイクニュースもそうかもしれないですが、そこは規制を入れると非常にまずいというような部分と、これら二つをきちんと分けて検討しなければいけないだろうと思っております。そういう意味で、今日のご報告で挙げられていたニュースとコンテンツと広告で分けて、それぞれガバナンスを考えるとという方法もあり得る話ではないかと思いながら聞いておりました。

ただそのうえでの質問なんですけど、講学上は確かにニュースと広告とコンテンツというのは分けられると思いますし、僕も授業でそういう分け方をしてしゃべることもありますけど、実際上の問題として、ニュースと広告とコンテンツってそんなにきれいに分けられるのか。特にインターネットが普及して、その境界があやふやになっているというところがそもそも非常に問題になっているわけで、まさにステマをはじめとして広告を装ったニュースもあるし、それらを区別するための規制、規律みたいなものを考えるというのももちろんそうだと思いますけども、それをどういう基準で、そして誰がこの区別を決めるのかという点について、もうちょっと御教示いただけますと幸いです。

【藤代教授】 ありがとうございます。ニュースをどう定義するかというのは、メディアやジャーナリズム研究においては非常に重要なテーマですが、実質的にインターネットでは、ニュースとコンテンツは異なっています。

例えば、ヤフーニュースとかLINEニュースは一般ユーザーの投稿とは違う形で表示されていますし、グーグルでも検索にはニュースというタブがあります。つまり、NPFがニュースという枠に出しているものが事実上ネット上ではニュースになっているので、こ

ここではそう定義をしてもよからうと考えています。

幾ら新聞社がニュースだと言っても、N P Fからシャットダウンされれば、ネット上ではニュースではないということになってしまうという現実もあり、これも何とかしなければいけない問題ではあるわけです。そのためにも第三者機関によるレビューはN P Fに対しても不可欠だと考えます。

コンテンツなのにニュースを名のるものとか、広告なのにニュースを名のるものについてどうするか、それが多分水谷さんは気になっているのかと思うのですが、広告に対しては広告のグリップで対応できそうですが、ニュースを名のってユーチューブとかツイッターでコンテンツを流している人をどう考えるかについては、さらに私としても検討していきたいと思います。

ただ、利用者の接点としては、ヤフーとかL I N Eとか、スマートニュースとかグノシーとかニュースピックスとか、各既存メディアのニュースサイトとか、それからテレビとか新聞とか、が日本の場合かなり強いメディア環境にあります。ニュース接触はソーシャルメディア経由がかなり占めているという国とはメディア環境が違うので、対策の優先順位としては低いと考えています。

広告については、ステルスマーケティングの規制、クチコミマーケティング協会の取り組みが先例としてあるので参考にしながら、広告とコンテンツを分けていくことで、規制の対象を整理していくことが重要なと思います。

一方、水谷さんがおっしゃったように、区分するからこそステルスマーケティングとかニュースもどきのようなものが展開されるであろうという危惧がある。「こたつ」記事もニュースもどきみたいなもので、報道としての特権を「こたつ」記事を書いているスポーツ新聞等に与える必要はないと考えています。

自主的な取組が不十分であれば、残念だけれども規制を強化せざるを得ないので、広告業界や新聞協会、民放連等が危機意識を持ち取組むことで規制をはねのけていくのだという意識を持っていただき、取り組んでいただくということが重要と思います。

【水谷構成員】 ありがとうございました。

【山本（龍）主査】 ありがとうございました。

それでは、生貝さん、手短にお願いできればと思います。

【生貝構成員】 大変貴重なお話、ありがとうございました。お時間もあるかと思いますので、簡単に感想だけという形でというところで、まず、やはり載るものが例えば広告なの

か、あるいは扱うものがメディアなのか、ないしはそれに対するプラットフォームの介入の在り方はいかなるものなのか、それに応じてしっかりと丁寧に議論をしていくことの必要性というのは非常におっしゃるとおりだというふうに思いました。

といいますのも、やっぱり確かにここでは、比較的ベースとなる水平的なルールの部分に焦点を当てた議論をしている。デジタルサービス法というのはまさにそういうものであったりする。しかし、イギリスの前回、野村総研から御紹介いただいたOnline Safety Actですと、例えば38条では、オンラインプラットフォーム上の広告に関して特別なデューティオブケアを課して、最近日本でも議論になっているような詐欺広告に対する特別の義務というものを課したり、あるいは、テキストではないですけど、ヨーロッパでオーディオビジュアルメディアになると、それがユーチューブであれ、あるいはVODであれ、オーディオビジュアルメディア・サービス指令の垂直的な規律を受けることになるし、あるいは、さっき曾我部先生からお話のあったメディア自由法の中では、コンテンツモデレーションからのしっかりとしたメディアの情報の保護というものを特別に規律していたりするわけであったりすること、そういったことも様々考えながら、まさにこの水平的な部分と、やはり特別にこのバーチャルな部分というのを、規律と保護の両方からしっかりと考えていくということは大変重要なんだと改めて感じたところです。大変ありがとうございました。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。

それでは、藤代さん、どうもありがとうございました。

【藤代教授】 ありがとうございました。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。

時間になりましたので、ここまでとさせていただきたいと思います。

私も、特に曾我部さんの御報告は、私の専門の憲法にも関わってくるというところで、いろいろお伺いしたいこともあったのですが、ちょっと時間の関係で、全体の簡単なコメントだけさせていただくと、現在もやはりカオティックなと言っていいかどうか分かりませんが、情報空間に対しては何かしらの対応が必要だろうと感じております。ただ、他方で表現の自由にも配慮してそれをやらなければいけないという、このバランスを考えなければいけないだろうと。その国家の適切な形での関与というのが何かというところで、今日の曾我部さん、それから藤代さんの御報告というのは大変重要な示唆をいただいたのではないかなと思います。

この国家の役割というところで考えなければいけないなと感じたのは、例えば、国家の捉

え方とか、国家に対する信頼性というところで、EUと日本でどういう差分があるのかということですね。EUの場合には、Digital Service Actのエンフォースメントについては、欧州委員会と、各国のDSCですかね、そういった機関の多層的で重厚なエンフォースメントの仕組みが国家連合という形ですので、とり得るというところも、日本との違いとしては考えなければいけない。それから、国家への信頼というところに関しましても、場合によっては、政治への信頼ということかもしれませんけれども、EUと日本とで同じなのかどうか。こういうところも含めて、しっかり考慮に入れながら、日本における適切な取組について、今後さらに具体的な検討を深めていかなければいけないのではないかなというふうに感じました。

それでは、最後に、事務局から何か連絡事項はございますでしょうか。

【高橋係長】 ありがとうございます。次回のワーキンググループ第15回会合につきましては、来週4月15日月曜日、15時から検討会第17回会合との合同開催を予定しております。議事等詳細につきましては、別途事務局より御案内を差し上げます。

以上です。

【山本（龍）主査】 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」ワーキンググループ第14回会合を閉会いたします。本日もどうもありがとうございました。